

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

香川県公安委員会委員長 泉 雅 文

### 香川県公安委員会規則第4号

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(警察本部の配置定員) 第2条 略				(警察本部の配置定員) 第2条 条例第2条第1項及び第2項に規定する職員の警察本部の組織ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。			
組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計	組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計
警務部	72人	113人	185人	警務部	72人	113人	185人
生活安全部	<u>119人</u>	<u>14人</u>	<u>133人</u>	生活安全部	<u>122人</u>	<u>17人</u>	<u>139人</u>
刑事部	<u>141人</u>	30人	<u>171人</u>	刑事部	<u>142人</u>	30人	<u>172人</u>
交通部	<u>113人</u>	49人	<u>162人</u>	交通部	<u>114人</u>	49人	<u>163人</u>
警備部	<u>112人</u>	6人	<u>118人</u>	警備部	<u>108人</u>	3人	<u>111人</u>
香川県警察学校	71人	2人	73人	香川県警察学校	71人	2人	73人
合計	<u>628人</u>	214人	<u>842人</u>	合計	<u>629人</u>	214人	<u>843人</u>
備考 略				備考 略			
(警察署の配置定員) 第3条 略				(警察署の配置定員) 第3条 条例第2条第1項及び第2項に規定する職員の警察署ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。			
組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計	組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計
香川県東かがわ警察署	43人	5人	48人	香川県東かがわ警察署	43人	5人	48人
香川県さぬき警察署	63人	4人	67人	香川県さぬき警察署	63人	4人	67人

香川県高松東警察署	59人	5人	64人
香川県小豆警察署	47人	4人	51人
香川県高松北警察署	275人	17人	292人
香川県高松南警察署	208人	12人	220人
香川県坂出警察署	101人	8人	109人
香川県高松西警察署	48人	5人	53人
香川県丸亀警察署	207人	14人	221人
香川県琴平警察署	42人	5人	47人
香川県三豊警察署	75人	6人	81人
香川県観音寺警察署	63人	6人	69人
合計	<u>1,231人</u>	91人	<u>1,322人</u>

(派遣職員等の配置定員)

第4条 略

組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計
生活安全部	<u>4人</u>		<u>4人</u>
刑事部	1人		1人
交通部	1人		1人
警備部	<u>2人</u>		<u>2人</u>
香川県高松北警察署	<u>2人</u>		<u>2人</u>
香川県高松南警察署	<u>1人</u>		<u>1人</u>
合計	<u>11人</u>		<u>11人</u>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

香川県高松東警察署	59人	5人	64人
香川県小豆警察署	47人	4人	51人
香川県高松北警察署	275人	17人	292人
香川県高松南警察署	207人	12人	219人
香川県坂出警察署	101人	8人	109人
香川県高松西警察署	48人	5人	53人
香川県丸亀警察署	207人	14人	221人
香川県琴平警察署	42人	5人	47人
香川県三豊警察署	75人	6人	81人
香川県観音寺警察署	63人	6人	69人
合計	<u>1,230人</u>	91人	<u>1,321人</u>

(派遣職員等の配置定員)

第4条 条例第3条の規定により香川県警察本部長が定める職員の警察本部の組織及び警察署ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。

組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計
生活安全部	<u>3人</u>		<u>3人</u>
刑事部	1人		1人
交通部	1人		1人
警備部	<u>1人</u>		<u>1人</u>
香川県高松北警察署	<u>1人</u>		<u>1人</u>
香川県高松南警察署	<u>2人</u>		<u>2人</u>
合計	<u>9人</u>		<u>9人</u>